

# 青森県報

第三千三百九十六号

平成二十三年

六月六日  
(月曜日)

告 示

正 誤

平成二十三年三月三十日号外第二十七号訓令中……………(人事課)…八

示

青森県告示第四百九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム貴宝園	上北郡六ヶ所村大字泊字川原七五の九七	地域密着型介護老人福祉施設入所者介護	平成 三・四・七

青森県告示第四百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指 定 年 月 日
主たる事務所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		

## 目 次

生活保護法による介護機関の指定……………	(健康福祉課)	一
右 同……………	(同)	一
右 同……………	(同)	二
右 同……………	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同)	五
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………	(同)	六
右 同……………	(同)	六
右 同……………	(同)	六
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課)	七
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同)	七
介護保険法による介護老人保健施設の開設許可……………	(同)	七
公営企業……………	(病院長)	八
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(経営企画室)	八

青森県告示第四百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十

Table with 10 columns: 法人名, 住所, 介護種別, 実施機関名, 実施機関住所, 実施機関種別, 実施機関住所, 実施機関種別, 実施機関住所, 実施機関種別. Rows include 財団法人黎明郷, 株式会社社会善世会, 株式会社社会善世会, 株式会社社会善世会, 株式会社社会善世会, 株式会社社会善世会, 株式会社社会善世会, 株式会社社会善世会, 株式会社社会善世会, 株式会社社会善世会.

五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年六月六日

青森県知事 三村 申 吾

Table with 10 columns: 名称, 主たる事務所の所在地, 介護予防の種類, 名称, 所在地, 指定年月日. Rows include 財団法人黎明郷, 株式会社社会善世会, 株式会社社会善世会, 株式会社社会善世会, 株式会社社会善世会, 株式会社社会善世会, 株式会社社会善世会, 株式会社社会善世会, 株式会社社会善世会, 株式会社社会善世会.

株式会社 有限会社 山宝産業	五所川原市 四町一 芦野八四の四	介護予防 認知症 応対型 介護所	〃	〃	株式会社 イフイノベ イシヨン	北津軽郡 大字大 四二二三の六	〃	〃	社会福祉 人東北 福祉会	三往 来ノ 下三三 の三	〃	〃	〃
グループ かむす こや	五所川原市 四町一 芦野八四の四	グループ かむす こや	〃	〃	グループ かむす こや	北津軽郡 大字大 四二二三の六	〃	〃	訪問介護 訪問介護 訪問介護	三往 来ノ 下三三 の三	〃	〃	〃
グループ かむす こや	五所川原市 四町一 芦野八四の四	グループ かむす こや	〃	〃	グループ かむす こや	北津軽郡 大字大 四二二三の六	〃	〃	訪問介護 訪問介護 訪問介護	三往 来ノ 下三三 の三	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	訪問介護 訪問介護 訪問介護	三往 来ノ 下三三 の三	〃	〃	〃

青森県告示第五百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 あわせ	弘前市 大字南 大町二 丁目二 の二	居宅介護 支援事業 者	〃	〃	株式会社 あわせ	弘前市 大字南 大町二 丁目二 の二	〃	〃	株式会社 あわせ	弘前市 大字南 大町二 丁目二 の二	〃	〃	〃
財団法人 明郷	弘前市 大字扇 町一丁 目二の 一	主たる 事務所 の地	〃	〃	財団法人 明郷	弘前市 大字扇 町一丁 目二の 一	〃	〃	財団法人 明郷	弘前市 大字扇 町一丁 目二の 一	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

株式会社 株友	黒石市 大字中 川字富 田一〇 の二	居宅介護 支援「友 情」	〃	〃	株式会社 株友	黒石市 大字中 川字富 田一〇 の二	〃	〃	株式会社 株友	黒石市 大字中 川字富 田一〇 の二	〃	〃	〃
北津軽郡 大字大 六	北津軽郡 大字大 六	北津軽郡 大字大 六	〃	〃	北津軽郡 大字大 六	北津軽郡 大字大 六	〃	〃	北津軽郡 大字大 六	北津軽郡 大字大 六	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第五百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	施設の種類	変更 年月日
変更前	特別養護老人ホーム サンタ園	西津軽郡深浦町大字 岩崎字松原五七	介護老人福祉 施設	平成 三・四・一
変更後	〃	岩崎字松原五七の二	〃	〃

青森県告示第五百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
"	"	"	"	明有倫 有限会社		組合生 生活協 同	青森県 高齢者 福祉高	アユー あいの のビ社	株式会社 社会福 祉	会法人 社会福 祉		名	居宅介 護事 業者
一山八 四台戸 の市一 二丁目西 二丁目	八野八 の六市 一丁目小 中	一山八 四台戸 の市一 二丁目西 二丁目	八野八 の六市 一丁目小 中	一山八 四台戸 の市一 二丁目西 二丁目	八野八 の六市 一丁目小 中	三二八 二丁目市 一江陽	三二八 二丁目市 一江陽	山関平 九西川 八碓市 六ヶ碓 関ヶ	添福弘 五村前 〇字市 の字大 八館新 字大		所主 のたる 所在事 地務		居宅介 護事 業者
訪問 看護	"	訪問 看護	"	訪問 介護		通所 介護		生応認 活型知 介護共 同症対	訪問 介護		類事 業の 種介 護		居宅介 護事 業者
訪問 看護 結 核 シ	訪問 看護 明 倫 シ	訪問 看護 結 核 シ	訪問 看護 明 倫 シ	ほヨス ンテ いな シ		よウ タ イ セ ン	ビ デ イ サ ー	田ホ ー ム 賀	業 所 サ ム	業 所 サ ム		名	居宅介 護事 業者
"	"	"	"	五野八 三市 七丁目小 中		三二八 二丁目市 一江陽	三二八 二丁目市 一江陽	田弘 九前 八保市 の字大 四西	弘前 〇字大 浦	田福弘 二村前 七字市 の字大 一稲		所 在 地	居宅介 護事 業者
"	"	"	"	三 ・ 四 ・ 一		三 ・ 四 ・ 三		三 ・ 二 ・ 六		三 ・ 三 ・ 一		年 月 日 更	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	し法 ん人 会は 福 祉			
七崎浦 の町津 二松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 二松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 二松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 二松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 二松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 二松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 二松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 二松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 二松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 二松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 二松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 二松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 二松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 二松大 字原郡 五五深
"		生 活 介 護	生 活 介 護	認 知 症 対 共 同		訪 問 介 護		通 所 介 護		短 期 入 所 介 護			
グ ル ー プ ホ ー ム ト プ	グ ル ー プ ホ ー ム ト プ	グ ル ー プ ホ ー ム ト プ	グ ル ー プ ホ ー ム ト プ	ホ ー ム ト プ シ ョ ス		ホ ー ム ト プ シ ョ ス	ホ ー ム ト プ シ ョ ス	タ ビ デ イ サ ー	タ ビ デ イ サ ー	ス テ ィ オ ン タ ー ン			
七崎浦 の町津 六松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 六松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 六松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 六松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 六松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 六松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 六松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 六松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 六松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 六松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 六松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 六松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 六松大 字原郡 五五深	七崎浦 の町津 六松大 字原郡 五五深
三 ・ 四 ・ 一	"	"	"	"		"		"		三 ・ 四 ・ 一			

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"		"		医療法人 仁泉会	
八戸市大字 河原木字八 太郎山一〇八	八戸市大字 尻内町字直 田八一	八戸市大字 河原木字八 太郎山一〇八	八戸市大字 尻内町字直 田八一	八戸市大字 河原木字八 太郎山一〇八	八戸市大字 尻内町字直 田八一
"		"		"	
グループ ホームに ここにこ 館		グループ ホームし るがね		グループ ホームわ たぼうし	
清水和相坂市大 九水一二二六		八戸市大字 白銀町字田 端六の一		上北郡おい せ町向山 七五九二の	
"		"		三・三・一	

青森県告示第五百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる所在地	介護予防事業者	介護予防事業所	変更年月日
			介護予防防		

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"		社会福祉 法人はく しん会		"		"		有倫社		社会福祉 法人一葉社	
七崎浦西 の字町津 二松大軽 原字郡深 五岩深	七崎浦西 の字町津 二松大軽 原字郡深 五岩深	七崎浦西 の字町津 二松大軽 原字郡深 五岩深	七崎浦西 の字町津 二松大軽 原字郡深 五岩深	八戸市西 四台の一 丁目二目 二	八戸市小 野六丁目 一	八戸市西 四台の一 丁目二目 二	八戸市小 野六丁目 一	八戸市西 四台の一 丁目二目 二	八戸市小 野六丁目 一	弘前市大 字新館 添福五〇 八	弘前市大 字新館 添福五〇 八
通介 所護予 介防		介護予 防生活 介入所		介護予 防訪問 看護		"		"		介護予 防訪問 看護	
白寿の郷 デイサービス センター		サンタ 園		訪問看護 センター		ヘルパー 説明会		ヘルパー 説明会		ことぶき 荘ホーム 事業所	
七崎浦西 の字町津 一松大軽 原字郡深 五岩深	七崎浦西 の字町津 二松大軽 原字郡深 五岩深	七崎浦西 の字町津 二松大軽 原字郡深 五岩深	七崎浦西 の字町津 二松大軽 原字郡深 五岩深	"		"		八戸市小 野三丁目 二	八戸市小 野三丁目 二	弘前市大 字早稲 田二七	弘前市大 字新館 添福五〇 八
"		三・四・一		"		"		三・四・一		平成 三・三・一	

青森県告示第五百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居宅介護支援事業者
倫 有限会社明	八戸市小中野 六丁目一八の 一一二	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業者
八戸市西白山 台一丁目一四 の二二	居宅介護支援 事業所いなほ	名 称	居宅介護支援事業所
	八戸市小中野 三丁目二五の 七	所 在 地	
	平成 三・四・一	変 更 年 月 日	

変更後	変更前	変更後	変更前
八戸市大字 河原木字八 太郎山一〇 の八一	八戸市大字 尻内町字直 田八一	西津軽郡深 浦町大字岩 崎七の二	西津軽郡深 浦町大字岩 崎七の二
介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	介護予防	訪問介護	訪問介護
グループ ホームに ここにこ館	ホームパ ンテール ンテールシ ョス	白寿の郷 ホームヘ ルムパ ンテールシ ョス	白寿の郷 ホームヘ ルムパ ンテールシ ョス
十和田市大 字相坂字高 清水一三六 九	西津軽郡深 浦町大字岩 崎七の一	西津軽郡深 浦町大字岩 崎七の一	西津軽郡深 浦町大字岩 崎七の一
三・三・一	"		

青森県告示第五百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前
社会福祉法 人はくしん 会	西津軽郡深 浦町大字岩 崎五七
西津軽郡深 浦町大字岩 崎五七の二 松原五七の二	サ ン タ 園 介 護 支 援 セ ン タ ー
西津軽郡深 浦町大字岩 崎五七の二 松原五七の二	西津軽郡深 浦町大字岩 崎五七
三・四・一	

青森県告示第五百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	居宅介護事業所	居宅介護の種類	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
居宅療養 管理指導	訪問リハ ビリテー ション	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	

介 護 予 防 事 業 者	名 称	明 郷 財 団 法 人 黎	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	名 称	介 護 予 防 事 業 者	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	廃 止 年 月 日	平 成 二 三 年 六 月 六 日
介 護 予 防 事 業 者	名 称	明 郷 財 団 法 人 黎	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	名 称	介 護 予 防 事 業 者	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	廃 止 年 月 日	平 成 二 三 年 六 月 六 日
介 護 予 防 事 業 者	名 称	明 郷 財 団 法 人 黎	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	名 称	介 護 予 防 事 業 者	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	廃 止 年 月 日	平 成 二 三 年 六 月 六 日
介 護 予 防 事 業 者	名 称	明 郷 財 団 法 人 黎	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	名 称	介 護 予 防 事 業 者	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	廃 止 年 月 日	平 成 二 三 年 六 月 六 日
介 護 予 防 事 業 者	名 称	明 郷 財 団 法 人 黎	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	名 称	介 護 予 防 事 業 者	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	廃 止 年 月 日	平 成 二 三 年 六 月 六 日

青森県告示第五百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

居 宅 介 護 支 援 事 業 者	名 称	明 郷 財 団 法 人 黎	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	廃 止 年 月 日	平 成 二 三 年 六 月 六 日
居 宅 介 護 支 援 事 業 者	名 称	明 郷 財 団 法 人 黎	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	廃 止 年 月 日	平 成 二 三 年 六 月 六 日
居 宅 介 護 支 援 事 業 者	名 称	明 郷 財 団 法 人 黎	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	廃 止 年 月 日	平 成 二 三 年 六 月 六 日
居 宅 介 護 支 援 事 業 者	名 称	明 郷 財 団 法 人 黎	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	廃 止 年 月 日	平 成 二 三 年 六 月 六 日
居 宅 介 護 支 援 事 業 者	名 称	明 郷 財 団 法 人 黎	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者	所 在 地	平 川 市 碓 ヶ 関 湯 向 川 添 三 〇	廃 止 年 月 日	平 成 二 三 年 六 月 六 日

青森県告示第五百七号

青森県告示第五百八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	住所	指定年月日
指定居宅サービス事業者	名称又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	住所	指定年月日
指定居宅サービス事業者	名称又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	住所	指定年月日
指定居宅サービス事業者	名称又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	住所	指定年月日
指定居宅サービス事業者	名称又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	住所	指定年月日

青森県告示第五百九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	住所	指定年月日
指定介護予防サービス事業者	名称又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	住所	指定年月日
指定介護予防サービス事業者	名称又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	住所	指定年月日
指定介護予防サービス事業者	名称又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	住所	指定年月日
指定介護予防サービス事業者	名称又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	住所	指定年月日

青森県告示第五百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次のと

おり介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第百四条の二第一号の規定により  
公示する。

平成二十三年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

介護老人保健施設の開設者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護老人保健施設	許月日可
医療法人芳真会	弘前市大字石渡一丁目一の六	弘前市大字石渡一丁目一の六	うめむら	平成 三〇・六 一

### 公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令  
第二百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、  
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年六月六日

### 正 誤

人 事 課

発行年月日 発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
平成三〇・三〇 号外第一七号	訓令甲	第四号	七	上	一	観光国際戦略局	観光国際戦略局長

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
- 二 総合医療情報システムに係る電子計算機等の賃貸借一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 四 青森市東造道二丁目の一
- 五 契約の方法
- 六 随意契約
- 七 随意契約の相手方を決定した日
- 八 平成二十三年四月一日
- 九 契約の相手方の名称及び住所
- 十 青森市東造道二丁目一の六
- 十一 青森市東造道二丁目一の六
- 十二 青森市東造道二丁目一の六
- 十三 青森市東造道二丁目一の六
- 十四 青森市東造道二丁目一の六
- 十五 青森市東造道二丁目一の六
- 十六 青森市東造道二丁目一の六
- 十七 青森市東造道二丁目一の六
- 十八 青森市東造道二丁目一の六
- 十九 青森市東造道二丁目一の六
- 二十 青森市東造道二丁目一の六
- 二十一 青森市東造道二丁目一の六
- 二十二 青森市東造道二丁目一の六
- 二十三 青森市東造道二丁目一の六
- 二十四 青森市東造道二丁目一の六
- 二十五 青森市東造道二丁目一の六
- 二十六 青森市東造道二丁目一の六
- 二十七 青森市東造道二丁目一の六
- 二十八 青森市東造道二丁目一の六
- 二十九 青森市東造道二丁目一の六
- 三十 青森市東造道二丁目一の六
- 三十一 青森市東造道二丁目一の六
- 三十二 青森市東造道二丁目一の六
- 三十三 青森市東造道二丁目一の六
- 三十四 青森市東造道二丁目一の六
- 三十五 青森市東造道二丁目一の六
- 三十六 青森市東造道二丁目一の六
- 三十七 青森市東造道二丁目一の六
- 三十八 青森市東造道二丁目一の六
- 三十九 青森市東造道二丁目一の六
- 四十 青森市東造道二丁目一の六
- 四十一 青森市東造道二丁目一の六
- 四十二 青森市東造道二丁目一の六
- 四十三 青森市東造道二丁目一の六
- 四十四 青森市東造道二丁目一の六
- 四十五 青森市東造道二丁目一の六
- 四十六 青森市東造道二丁目一の六
- 四十七 青森市東造道二丁目一の六
- 四十八 青森市東造道二丁目一の六
- 四十九 青森市東造道二丁目一の六
- 五十 青森市東造道二丁目一の六
- 五十一 青森市東造道二丁目一の六
- 五十二 青森市東造道二丁目一の六
- 五十三 青森市東造道二丁目一の六
- 五十四 青森市東造道二丁目一の六
- 五十五 青森市東造道二丁目一の六
- 五十六 青森市東造道二丁目一の六
- 五十七 青森市東造道二丁目一の六
- 五十八 青森市東造道二丁目一の六
- 五十九 青森市東造道二丁目一の六
- 六十 青森市東造道二丁目一の六
- 六十一 青森市東造道二丁目一の六
- 六十二 青森市東造道二丁目一の六
- 六十三 青森市東造道二丁目一の六
- 六十四 青森市東造道二丁目一の六
- 六十五 青森市東造道二丁目一の六
- 六十六 青森市東造道二丁目一の六
- 六十七 青森市東造道二丁目一の六
- 六十八 青森市東造道二丁目一の六
- 六十九 青森市東造道二丁目一の六
- 七十 青森市東造道二丁目一の六
- 七十一 青森市東造道二丁目一の六
- 七十二 青森市東造道二丁目一の六
- 七十三 青森市東造道二丁目一の六
- 七十四 青森市東造道二丁目一の六
- 七十五 青森市東造道二丁目一の六
- 七十六 青森市東造道二丁目一の六
- 七十七 青森市東造道二丁目一の六
- 七十八 青森市東造道二丁目一の六
- 七十九 青森市東造道二丁目一の六
- 八十 青森市東造道二丁目一の六
- 八十一 青森市東造道二丁目一の六
- 八十二 青森市東造道二丁目一の六
- 八十三 青森市東造道二丁目一の六
- 八十四 青森市東造道二丁目一の六
- 八十五 青森市東造道二丁目一の六
- 八十六 青森市東造道二丁目一の六
- 八十七 青森市東造道二丁目一の六
- 八十八 青森市東造道二丁目一の六
- 八十九 青森市東造道二丁目一の六
- 九十 青森市東造道二丁目一の六
- 九十一 青森市東造道二丁目一の六
- 九十二 青森市東造道二丁目一の六
- 九十三 青森市東造道二丁目一の六
- 九十四 青森市東造道二丁目一の六
- 九十五 青森市東造道二丁目一の六
- 九十六 青森市東造道二丁目一の六
- 九十七 青森市東造道二丁目一の六
- 九十八 青森市東造道二丁目一の六
- 九十九 青森市東造道二丁目一の六
- 百 青森市東造道二丁目一の六

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭